市長コラム㊺

至誠通天

藤井 勇治

※至誠通天
誠を尽くせば天が味方してくれること

長浜盆梅展から想うこと
～未来の〝宝〟を育てるために～

早春の風物詩「長浜盆梅展」は、昭和27年に始まり、今年で63回目を迎えます。会場には、ふくいくとした梅の香が漂い、清らかに開花した紅梅や白梅たちは、毎日、多くの観光客らを楽しませています。

盆梅とは鉢植えの梅、つまり梅の盆栽ですが、一般にイメージされるものとは大きく違います。会場である慶雲館には、高さが3m近い巨木や樹齢400年を超える古木など、約300鉢の中から開花の時期に合わせて常時約90鉢を展示しています。大きさや樹齢のほか、枝振りや色彩、香り、鉢の形状など、たくさんの見所がありますが、とりわけ長い年月を経た老木古木に凛とした花を咲かせる力強い生命力は、見る人に感動と勇気を与えてくれます。

先日、今年初展示となる盆梅の命名式が行われ、江戸時代初期の大名茶人で本市小堀町出身の小堀遠州翁を流祖とする「遠州茶道宗家」の13世家元・小堀宗実さんに『八重霞』と名付けていただきました。この盆梅は推定樹齢150年、高さ約2mの八重咲き薄紅色です。命が吹き込まれたこの盆梅にも、名のとおり、幾重にも幾久しく、多くの花を咲かせてほしいと思います。

長浜市には、国・県・市が指定する440を超える文化財が点在しており、まさに歴史・文化・自然の宝庫です。今回のように「遠州茶道宗家」の家元に命名をお願いできたのも、歴史的・文化的な魅力に事欠かない本市だからこそと感謝しています。

また、今月21日から、地域の方々のご協力をいただき、東京・上野の東京藝術大学大学美術館で「観音の里の祈りとくらし」をテーマに、「湖北の観音さま」を一堂に集めた展覧会を開催する運びとなりました。

継続は〝力〟であり、〝宝〟へとつながり「歴史」となります。

全国に誇る長浜の素晴らしい魅力をより高めるとともに、「点から線、線から面」へとそれぞれの魅力をつなぎ合わせ、継続して取組みを進めることで、より大きく、力強い花を咲かせてまいります。

▲新盆梅命名式の様子（場所：慶雲館）

行政 information

軽自動車の名義変更・廃車手続は4月1日までに

問 税務課（☎65-6508）

軽自動車税は、毎年4月1日に所有している人に課税されます。

車両を譲った、車両を廃棄した、盗難などにより車両を所有していないといった場合は、名義変更や廃車手続が必要です。手続が済んでいないと、翌年度も軽自動車税がかかることになります。

①原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（コンバイン、フォークリフトなど）

税務課または北部振興局・各支所福祉生活課で手続をしてください。

●名義変更に必要なもの

印鑑（新所有者）、本人確認書類（運転免許証など）、譲渡証明書、委任状（新納税義務者本人または同世帯の人が手続をするときは不要）

●廃車手続に必要なもの

印鑑、本人確認書類（運転免許証など）、ナンバープレート（紛失した場合は、税務課まで相談ください）、委任状（納税義務者本人または同世帯の人が手続をするときは不要）

②滋賀ナンバーの二輪車（125cc超）

滋賀運輸支局で手続をしてください。

問 ☎050-5540-2064

③滋賀ナンバーの四輪車、三輪車

軽自動車検査協会滋賀事務所で手続をしてください。

問 ☎077-585-7103

転出する人は、軽自動車の手続もお忘れなく！

①長浜市ナンバー（旧8町含む）の車両

長浜市で廃車手続をしたうえで、転出先の市区町村で登録してください。

②二輪車（125cc超）

転出先の運輸支局または自動車検査登録事務所で、自動車検査証の住所変更手続をしてください。

③四輪車、三輪車

転出先の軽自動車検査協会事務所で、自動車検査証の住所変更手続をしてください。

行政 information

「ながはまウェルセンター」が3月末にオープンします

問 健康推進課（☎65-7779）
問 しょうがい福祉課（☎65-6518）

市では、誰もが安心して、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるまちをめざしています。

このたび、市民の健康づくりの拠点となる保健福祉複合施設「ながはまウェルセンター」が3月下旬に完成し、次の窓口が移転し業務を行います。

【業務開始日】 3月31日(月)

【新しい住所・連絡先】 小堀町32番地の3

《1階》

○長浜市保健センター・健康推進課
母子保健に関すること（☎65-7751）
成人保健に関すること（☎65-7759）
その他（☎65-7779）
※Fax 65-1711（共通）

○湖北地域しょうがい者相談センター
ほっとステーション（☎64-5130）
※Fax 64-5131

《2階》

○長浜市児童発達支援センター
発達に関する相談（☎65-6904）
浜の子園（☎65-2525）
児童の福祉サービス利用に関する相談（☎65-6913）
※Fax 65-6950（共通）

なお、4月1日(火)以降の乳幼児健診・予防接種（BCG）は、保健センター（ながはまウェルセンター内）および保健センター高月分室（高月支所西）で実施します。

完成間近の「ながはまウェルセンター」

【1階】 保健センター・健康推進課、ほっとステーション
【2階】 児童発達支援センター

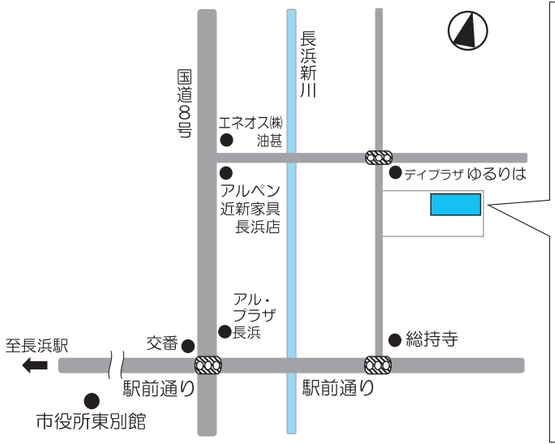

行政 information

都市計画（案）を縦覧します

問 都市計画課（☎65-6562）

市が定める都市計画（案）を縦覧しますので、意見のある人は、所定の様式に①住所②氏名③電話番号を記入のうえ、3月20日(木)までに郵送または直接提出してください。

【対象となる案】 都市施設区域の一部変更（長浜地方卸売市場）

【公告日】 3月6日(木)

【縦覧期間】 3月6日(木)～3月20日(木)

【縦覧場所】 平日：都市計画課（東別館2階）
休日：市役所案内（本館1階）

※公告日以降、市ホームページで計画（案）の閲覧および意見書様式をダウンロードできます。

提出先
〒526-0031　八幡東町632番地
都市計画課〈東別館2階〉

行政 information

風致地区内の行為規制について

問 都市計画課（☎65-6562）

4月1日から「長浜市風致地区内における建築等の規制に関する条例」を施行します。これにより風致地区内において建築等を行う場合は、新様式での許可申請等が必要となります。

ただし、10ha以上で他の市町にまたがる風致地区は、従来どおり県の条例に基づく許可申請等が必要です。

【市内の風致地区】
・市条例の適用を受ける地区
神田山風致地区、田村山風致地区、虎御前山風致地区
・県条例の適用を受ける地区
横山風致地区、彦根長浜湖岸風致地区

※許可申請書の提出先は、従来どおり都市計画課となります。
※許可申請に関する詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。